

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
45	物価高騰重点支援給付金の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新見市は、物価高騰重点支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

岡山県新見市長

公表日

令和7年7月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	物価高騰重点支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	デフレ完全脱却のための総合経済対策として、物価高騰による負担増を踏まえ、低所得世帯への給付及び定額減税を補足する給付を実施するもの (1)物価高騰重点支援給付金支給事務(新見市低所得世帯に対する物価高騰重点支援給付金支給事業実施要綱及び令和6年度新見市低所得世帯に対する物価高騰重点支援給付金支給事業実施要綱に基づく支給) (2)物価高等重点支援給付金(こども加算分)支給事務(新見市低所得世帯に対する物価高騰重点支援給付金(こども加算分)支給事業実施要綱及び令和6年度新見市低所得世帯に対する物価高騰重点支援給付金(こども加算分)支給事業実施要綱に基づく支給) (3)定額減税補足給付金支給事務(新見市定額減税補足給付金支給事業実施要綱に基づく支給)
③システムの名称	・物価高騰重点支援給付金支給システム、・団体内統合宛名システム、・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
物価高騰重点支援給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表135の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項及び第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	(1)物価高騰重点支援給付金支給事務:福祉課 (2)物価高騰重点支援給付金(こども加算分)支給事務:子育て支援課 (3)定額減税補足給付金支給事務:定額減税調整給付対策室
②所属長の役職名	(1)物価高騰重点支援給付金支給事務:福祉課長 (2)物価高騰重点支援給付金(こども加算分)支給事務:子育て支援課長 (3)定額減税補足給付金支給事務:定額減税調整給付対策室長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所総務部総務課総務係 電話:0867-72-6204
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	(1)物価高騰重点支援給付金支給事務 〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所健康福祉部福祉課 電話:0867-72-6126 (2)物価高騰重点支援給付金(こども加算分)支給事務 〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所健康福祉部子育て支援課 電話:0867-72-6115 (3)定額減税補足給付金支給事務 〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所市民生活部定額減税調整給付対策室 電話:0867-72-6117
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には本人からのマイナンバー取得をし、その上でマイナンバーの真正性確認を徹底して行っている。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面においては、複数人での確認を徹底して行っている。これらの対策を講じていることから人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	給付金支給システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適正な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に確認・分析している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月11日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	(1) 物価高騰重点支援給付金支給事務 〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所福祉部福祉課 電話:0867-72-6126 (2) 物価高騰重点支援給付金(こども加算分)支給事務 〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所福祉部子育て支援課 電話:0867-72-6115 (3) 定額減税補足給付金支給事務 〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所総務部定額減税調整給付対策室 電話:0867-72-6117	(1) 物価高騰重点支援給付金支給事務 〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所健康福祉部福祉課 電話:0867-72-6126 (2) 物価高騰重点支援給付金(こども加算分)支給事務 〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所健康福祉部子育て支援課 電話:0867-72-6115 (3) 定額減税補足給付金支給事務 〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所市民生活部定額減税調整給付対策室 電話:0867-72-6117	事後	時点修正
令和7年7月11日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年7月11日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年7月11日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		項目の追加	事後	様式変更による
令和7年7月11日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目の追加	事後	様式変更による